



2015年度 1月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 生保顧客

資産相談業務

実施日◆2016年1月24日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2015年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○3月3日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

解答にあたっての注意

1．試験問題については、特に指示のない限り、2015年10月1日現在
施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮
しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》
までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従
うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設例》

個人事業主のAさん（49歳）は、妻Bさん（49歳）とともに、駅前の商店街で飲食店を営んでいる。店の経営は堅調であるが、来店者数は減少傾向である。このため、Aさんは店の経営に漠然とした不安を感じている。

また、Aさんは、現在、妻Bさんとともに国民年金の保険料を納付しているが、年齢的に老後の生活資金の準備を始めたいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんおよび妻Bさんの公的年金の加入歴に関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんに関する資料 >

- (1) 生年月日 : 昭和41年7月13日
(2) 公的年金加入歴 : 下記のとおり（見込みを含む）

18歳	29歳	国民年金		60歳
厚生年金保険		国民年金		
被保険者期間		保険料納付済期間	保険料納付予定期間	
132月		238月	125月	

昭和60年4月 平成8年4月 平成28年2月

平均標準報酬月額は260,000円とする。

< 妻Bさんに関する資料 >

- (1) 生年月日 : 昭和41年10月9日
(2) 公的年金加入歴 : 下記のとおり（見込みを含む）

18歳	33歳（Aさんと結婚）	国民年金		60歳
厚生年金保険		国民年金		
被保険者期間		保険料納付済期間	保険料納付予定期間	
180月		190月	128月	

昭和60年4月 平成12年4月 平成28年2月

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Aさんが、原則として、65歳から受給することができる老齢厚生年金の年金額を、計算過程を示して求めなさい。年金額は、平成27年10月時点の価額（本来水準による価額）に基づくものとし、計算にあたっては《設例》および下記の＜資料＞を利用すること。なお、答は円単位とし、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

<資料>

老齢厚生年金の年金額（平成27年10月時点の価額、本来水準による価額）

下記、老齢厚生年金の計算式の（ ） + （ ） + （ ）

老齢厚生年金の計算式

）報酬比例部分の額 = +

平成15年3月以前の期間分

平均標準報酬月額 $\times \frac{7.125}{1,000} \times$ 平成15年3月以前の被保険者期間の月数

平成15年4月以後の期間分

平均標準報酬月額 $\times \frac{5.481}{1,000} \times$ 平成15年4月以後の被保険者期間の月数

）経過的加算額 = 1,626円 \times 被保険者期間の月数

- 780,100円 $\times \frac{\text{昭和36年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480\text{月}}$

）加給年金額 = 390,100円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、老齢基礎年金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ～トのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんが原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額は、780,100円(平成27年10月時点の価額)となります。老齢基礎年金の支給開始年齢は原則65歳ですが、Aさんが希望すれば、60歳以上65歳未満の間に老齢基礎年金の繰上げ支給を請求することができます。仮に、Aさんが60歳0カ月で老齢基礎年金の繰上げ支給を請求した場合の減額率は()%となります。なお、Aさんが老齢基礎年金の繰上げ支給を請求する場合、その請求と同時に老齢厚生年金の繰上げ支給の請求を()」

他方、65歳以降も生活費等に困らない程度の収入を得ることができる場合には、老齢基礎年金の支給開始を繰り下げることでもあります。仮に、Aさんが66歳に達する前に老齢基礎年金の請求をしなかった場合、Aさんは、66歳に達した日以後の希望するときから、老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をすることができます。仮に、Aさんが70歳0カ月で老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合の増額率は()%となります」

語句群

イ . 15 ロ . 30 ハ . 42 ニ . 60 ホ . 72
ヘ . しなければなりません ト . する必要はありません

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、老後の年金収入を増やす方法として各種制度について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんは、老後の年金収入を増やすために、国民年金の付加保険料を納付することができます。仮に、Aさんが付加保険料を120月納付し、65歳から老齢基礎年金を受給する場合は、年額24,000円の付加年金を受給することができます」

「小規模企業共済制度は、常時使用する従業員数が一定以下の個人事業主または会社等の役員が、廃業や退職をした場合に必要となる資金を準備しておくための共済制度です。妻Bさんについては、個人事業主の共同経営者としての要件を満たせば、小規模企業共済制度に加入することができます」

「Aさんは、老後の年金収入を増やすために、確定拠出年金の個人型年金に加入することができます。その場合、国民年金基金への加入および国民年金の付加保険料を納付することができない点に注意する必要があります」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

大手食品メーカーX社に勤務するAさん（25歳・女性）は、父Bさん（55歳）、母Cさん（50歳）との3人暮らしである。Aさんは、大学院修了後、昨年4月にX社に入社し、配属先の食品開発部で充実した日々を過ごしている。

Aさんは、先日、父Bさんと母Cさんが加入する生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんから個人年金保険と医療保険の提案を受けた。Aさんは、生命保険の必要性を感じていなかったが、後日、母Cさんから「老後の生活資金の準備として、個人年金保険は入っていたほうがいいと思うわよ」とアドバイスされた。

そこで、Aさんは、Mさんから、再度、個人年金保険の詳しい話を聞くことにした。Aさんが提案を受けている個人年金保険に関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんが提案を受けた個人年金保険に関する資料 >

契約者（＝保険料負担者）・被保険者・年金受取人　：　Aさん

保険料払込満了年齢　：　60歳

年金開始年齢　：　65歳（据置期間5年）

月払保険料（口座振替）　：　20,000円

払込保険料累計額（　）　：　840万円（35年間）

受取方法　：　10年確定年金

年金開始時の一括受取額　：　約1,015万円（円未満切捨て）

基本年金額　：　106.2万円

年金受取累計額（　）　：　1,062万円

年金受取率（　÷　）　：　126.4%（小数点第2位以下切捨て）

特約　：　個人年金保険料税制適格特約付加

- ・受取方法は10年確定年金のほか、5年確定年金もある。
- ・加入前に据置期間を0～10年の間で設定できるが、契約後に据置期間の変更はできない。
- ・保険料払込期間中の解約返戻金は既払込保険料相当額が上限となるが、契約後一定期間内に解約した場合の解約返戻金は既払込保険料相当額を下回る。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》はじめに、Mさんは、Aさんに対して、各種データに基づいて老後の生活資金の準備の必要性について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「厚生労働省の平成26年簡易生命表によると、男性の平均寿命は80.50歳（年）、女性の平均寿命は86.83歳（年）となっており、女性のほうが長生きであることがわかります。老後の生活資金の準備は、男性に比べて、女性のほうがその必要性がより高いと思われま

す」
「公益財団法人生命保険文化センターの生活保障に関する調査（平成25年度）によると、夫婦2人で老後生活を送るうえで必要と考えられている最低日常生活費は平均35.4万円（月額）となっています。結婚や出産など、将来のことはわかりませんが、今のうちから支出可能な保険料の範囲内で無理なく準備を進めていきましょう」

「平成27年版厚生労働白書によると、標準世帯（夫が平均的収入で40年就業し、妻がその期間専業主婦だった場合）の老齢厚生年金の給付水準は年額780,100円となっています。公的年金を補完する自助努力として、今のうちから資産形成をしていきましょう」

《問5》次に、Mさんは、Aさんに対して、提案している個人年金保険の課税関係について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

)「私が提案している個人年金保険には個人年金保険料税制適格特約を付加しています。Aさんが支払う保険料は個人年金保険料控除の対象となり、その適用限度額は所得税で()円、住民税で()円です。年末調整の際に、弊社から送付する控除証明書を勤務先に提出すれば、個人年金保険料控除の適用を受けることができます」

)「Aさんが確定年金として年金額を受け取る場合、その年金は()に該当し、所得税および住民税の課税対象となります。他方、Aさんが年金支払開始の際に年金額を一括して受け取った場合、その一時金は()に該当し、所得税および住民税の課税対象となります」

語句群

イ . 25,000	ロ . 28,000	ハ . 35,000	ニ . 40,000	ホ . 50,000
ヘ . 一時所得	ト . 雑所得	チ . 退職所得	リ . 配当所得	

《問6》最後に、Mさんは、Aさんに対して、提案している個人年金保険の商品内容等について説明した。Mさんが説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「私が提案している個人年金保険の受取方法は10年確定年金ですが、5年確定年金のタイプもあります。なお、5年確定年金とした場合、個人年金保険料税制適格特約は付加できませんのでご注意ください」

「私が提案している個人年金保険の据置期間は60歳から5年間としておりますが、加入前に据置期間を変更することも可能です。仮に、据置期間を60歳からの10年間とした場合、年金受取率は高くなります」

「仮に、私が提案している個人年金保険を契約から5年以内に解約した場合、解約返戻金の額と既払込保険料相当額との差額が源泉分離課税の対象となりますが、解約返戻金の額が既払込保険料相当額を超えなければ、税金が課されることはありません」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（65歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業者社長である。Aさんは、後継者である長男Bさん（40歳）への事業承継にめどがついたこともあり、今限りで勇退することを決意している。X社は、Aさんに支給する役員退職金の原資として、下記＜資料1＞の生命保険の解約返戻金を活用する予定である。

先日、＜資料1＞の生命保険の解約に関する相談を生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんにしたところ、長男Bさんを被保険者とする下記＜資料2＞の生命保険の提案を受けた。

＜資料1＞ X社が現在加入している生命保険の契約内容

保険の種類	: 5年ごと利差配当付定期保険（特約付加なし）
契約年月日	: 平成12年6月1日
契約者（＝保険料負担者）	: X社
被保険者	: Aさん（加入時の年齢50歳）
死亡保険金受取人	: X社
保険期間・保険料払込期間	: 95歳満了
死亡保険金額	: 1億円
年払保険料	: 280万円
65歳時の解約返戻金額	: 3,400万円

＜資料2＞ Mさんが提案した生命保険の内容

保険の種類	: 終身保険（特約付加なし）
契約形態	: 契約者（＝保険料負担者）・死亡保険金受取人＝X社 被保険者＝長男Bさん
保険金額	: 1億円
保険料払込期間	: 65歳
年払保険料	: 300万円
払込保険料累計額（ ）	: 7,500万円
払込満了時の解約返戻金額（ ）	: 7,960万円
受取率（ ÷ ）	: 106.1%（小数点第2位以下切捨て）

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、Aさんが役員在任期間（勤続年数）30年6カ月でX社を退任し、X社が役員退職金として6,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を計算した下記の計算式の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、Aさんは、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「□」「△」で示してある。

退職所得控除額

$$800\text{万円} + (\quad) \text{万円} \times (\quad \text{年} - 20\text{年}) = (\quad) \text{万円}$$

退職所得の金額

$$(6,000\text{万円} - (\quad) \text{万円}) \times \quad = (\quad) \text{万円}$$

《問8》 X社が現在加入している<資料1>の長期平準定期保険を現時点で解約した場合のX社の経理処理（仕訳）について、下記の<条件>をもとに、空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の語句群のイ~又のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

<条件>

- ・ X社が解約時まで支払った保険料の総額は4,200万円である。
- ・ 解約返戻金の金額は3,400万円である。
- ・ 配当等、上記以外の条件は考慮しないものとする。

<解約返戻金受取時のX社の経理処理（仕訳）>

借 方		貸 方	
現金・預金	()万円	前払保険料	()万円
		()	()万円

語句群

イ . 700	ロ . 1,300	ハ . 1,400	ニ . 2,000	ホ . 2,100
ヘ . 3,400	ト . 4,200	チ . 雑損失	リ . 保険料積立金	又 . 雑収入

《問9》 Mさんは、Aさんに対して、＜資料2＞の終身保険について説明した。Mさんが説明した次の記述 ～ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「当該終身保険の保険料は、支払保険料の全額を資産に計上します。仮に、保険料払込満了時に長男Bさんが死亡した場合、配当等を考慮しなければ、X社はそれまで資産計上していた保険料積立金7,500万円を取り崩し、死亡保険金1億円との差額2,500万円を雑収入として経理処理します」

「保険期間中にX社に緊急の資金需要が発生した場合、契約者貸付制度を活用することができます。ただし、契約者貸付を利用できる上限は、利用時点での解約返戻金相当額となります」

「将来、役員退職金の一部として契約者を長男Bさん、死亡保険金受取人を長男Bさんの相続人に名義変更することで、長男Bさん自身の相続対策（納税資金対策）にも活用することができます。ただし、名義変更時点において告知、診査が必要なため、長男Bさんの健康状態によっては名義変更できないこともあります」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

Aさんは、寿司店を営む個人事業主（青色申告者）である。寿司店は地域密着型で、開業以来、安定した経営をしている。現在、妻Bさん以外の従業員はいないが、2月から長男Cさんが店で働く予定である。なお、Aさんは、開業後直ちに青色申告承認申請と青色事業専従者給与に関する届出を所轄税務署長に対して行っている。

Aさんの家族構成に関する資料等は、以下のとおりである。

< Aさんとその家族に関する資料 >

Aさん（62歳）： 個人事業主

妻Bさん（56歳）： Aさんが営む寿司店の事業にもっぱら従事し、青色事業専従者給与の支払を受けている。

長男Cさん（30歳）： Aさんの店の後継者。大手飲食チェーンを平成28年1月末に退職し、平成28年2月からAさんの寿司店で働く予定。

< Aさんの平成27年分の収入等に関する資料 >

(1) 事業所得の金額 : 4,000,000円（青色申告特別控除後）

(2) 個人年金保険に係る確定年金の年金額 : 1,000,000円（必要経費800,000円）

(3) 生命保険の満期保険金額 : 4,400,000円

保険の種類 : 養老保険（月払・保険期間30年）

契約年月日 : 昭和60年9月1日

契約者（＝保険料負担者） : Aさん

被保険者 : Aさん

満期保険金受取人 : Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

満期保険金額 : 4,400,000円

正味払込済保険料 : 3,600,000円

< 妻Bさんの平成27年分の収入に関する資料 >

寿司店に係る青色事業専従者給与 : 840,000円

妻Bさんおよび長男Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

Aさんとその家族の年齢は、平成27年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 所得税における青色申告制度に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ~ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

寿司店を営むAさんは、開業時に所得税の青色申告の承認を受け、それ以来、毎年青色申告をしている。平成27年分の所得税においても、事業所得に係る取引を正規の簿記の原則により記録し、その記帳に基づいて作成された貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を確定申告書に添付して、申告期限内に提出すれば、青色申告特別控除として、最高()万円を控除することができる。

Aさんが長男Cさんに支払う平成28年分以後の各年分の青色事業専従者給与額を必要経費に算入するためには、Aさんは青色事業専従者を有することとなった日から()カ月以内に「青色事業専従者給与に関する変更届出書」を提出しなければならない。

青色申告者が適用を受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除の適用、青色事業専従者給与の必要経費算入、()などが挙げられる。なお、青色申告者が備え付けるべき決算関係書類などの帳簿書類は、原則として()年間保存しなければならない。

語句群						
イ . 1	ロ . 2	ハ . 3	ニ . 4	ホ . 7	ヘ . 10	ト . 55
チ . 65	リ . 損益通算	ヌ . 雑損失の繰越控除	ル . 純損失の繰戻還付			

《問11》 Aさんが支払う生命保険および損害保険の保険料に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「契約者 (= 保険料負担者) および死亡保険金受取人をAさん、被保険者を妻Bさんとする定期保険 (10年更新) に加入した場合、Aさんが支払う保険料は、事業所得の金額の計算上、必要経費として認められます」

「契約者 (= 保険料負担者) および被保険者をAさん、死亡保険金受取人を妻Bさんとする終身保険に加入した場合、Aさんが支払う保険料は、生命保険料控除の対象となります」

「契約者 (= 保険料負担者) および被保険者をAさん、死亡保険金受取人を法定相続人とする傷害保険に加入した場合、Aさんが支払う保険料は、事業所得の金額の計算上、必要経費として認められます」

《問12》 Aさんの平成27年分の所得税の算出税額を計算した下記の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、Aさんの平成27年分の所得税に係る所得控除の額の合計額は1,500,000円とする。また、問題の性質上、明らかにできない部分は「 」で示してある。

	事業所得の金額	4,000,000円
	雑所得の金額	()円
	一時所得の金額	円
(a)	総所得金額	()円
(b)	所得控除の額の合計額	1,500,000円
(c)	課税総所得金額 ((a) - (b))	円
(d)	算出税額 ((c) に対する所得税額)	()円

< 資料 > 所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
~	195	5%	-
195	~ 330	10%	9万7,500円
330	~ 695	20%	42万7,500円
695	~ 900	23%	63万6,000円
900	~ 1,800	33%	153万6,000円
1,800	~ 4,000	40%	279万6,000円
4,000	~	45%	479万6,000円

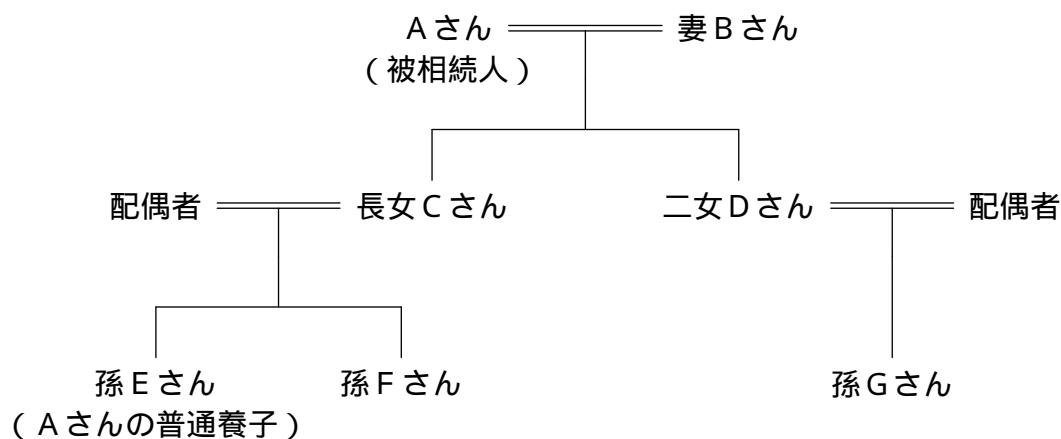
* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

非上場の同族会社であるX株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であったAさんは、平成28年1月4日（月）に病気により74歳で死亡した。当面、妻Bさん（70歳）がX社の社長に就任し事業を承継するが、将来は2年前にX社に入社した孫Eさん（24歳）に承継する予定である。Aさんの親族関係図等は、以下のとおりである。

<親族関係図>



<各人が取得予定の相続財産（みなし相続財産を含む）>

妻Bさん

現預金 …………… 2,000万円

自宅（敷地）…………… 2,000万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の相続税評価額）

自宅（建物）…………… 1,000万円（固定資産税評価額）

X社株式 …………… 1億5,000万円（相続税評価額）

死亡退職金 …………… 5,000万円

長女Cさん

現預金 …………… 1,000万円

死亡保険金 …………… 2,000万円（契約者（＝保険料負担者）・被保険者はAさん、死亡保険金受取人は長女Cさん）

二女Dさん

現預金 …………… 3,000万円

孫Eさん（Aさんの普通養子）

現預金 …………… 600万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続に係る相続税の総額を試算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「 」で示してある。

	妻Bさんに係る課税価格	万円
	長女Cさんに係る課税価格	()万円
	二女Dさんに係る課税価格	3,000万円
	普通養子Eさんに係る課税価格	600万円
(a)	課税価格の合計額	万円
(b)	遺産に係る基礎控除額	()万円
	課税遺産総額 (a - b)	万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Bさん	万円
	長女Cさん	万円
	二女Dさん	()万円
	普通養子Eさん	万円
	相続税の総額	()万円

< 資料 > 相続税の速算表 (一部抜粋)

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
	~ 1,000	10%	-
1,000	~ 3,000	15%	50万円
3,000	~ 5,000	20%	200万円
5,000	~ 10,000	30%	700万円
10,000	~ 20,000	40%	1,700万円
20,000	~ 30,000	45%	2,700万円

《問14》 Aさんの相続に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「配偶者に対する相続税額の軽減の規定の適用を受けた場合、妻Bさんが納付すべき相続税額は算出されません」

「孫Eさんは、いわゆる孫養子に該当しますので、相続税額の2割加算の対象になります」

「相続税の申告書の提出期限は、原則として、平成28年10月4日(火)となります」

《問15》 Aさんの相続（一次相続）および妻Bさんの相続（二次相続）に関する次の記述
～ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しな
さい。

「Aさんの相続において、妻Bさんが取得する自宅の敷地が『特定居住用宅地等』
に該当する場合、相続税の課税価格の計算上、330㎡までの部分について80%の減額
が受けられます。仮に、妻Bさんが相続税の申告期限まで居住を継続しなかった場
合、あるいは当該宅地を売却した場合でも、当該宅地は『特定居住用宅地等』とし
て適用を受けることができます」

「妻Bさんの相続が開始する前に、孫EさんにX社株式を生前贈与する方法として、
『非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例』の適用が考えられます。本特例
の適用を受けた場合、孫Eさんが納付すべき贈与税額のうち、対象となる非上場株
式等に対応する贈与税額の80%を限度として納税が猶予されます」

「妻Bさんの相続が開始する前に、妻Bさんを契約者および被保険者、法定相続人
を死亡保険金受取人とする終身保険に加入し、相続における『死亡保険金の非課税
金額の規定』を活用することをお勧めします。妻Bさんが孫Eさんだけでなく、孫
Fさんおよび孫Gさんも普通養子にすれば、死亡保険金の非課税限度額を増やすこ
とができます」